

島根県補助事業

令和7年度

島根県介護テクノロジー定着支援事業

介護テクノロジーを導入する 介護サービス事業所を応援します！

補助対象となる介護テクノロジー（機器）の例



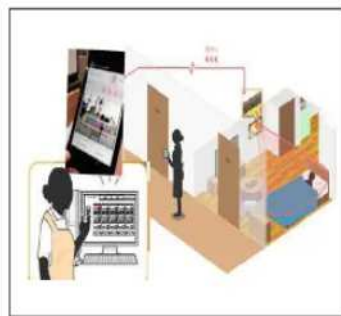
装着型パワーアシスト



歩行アシストカート



自動排せつ処理装置



見守りセンサー

補助金申請
受付期間

令和7年7月4日（金）～8月1日（金）

対象者

県内の指定介護サービス事業所
及び養護老人ホーム・軽費老人ホーム

対象経費

介護テクノロジーの導入等に要する経費

※ 令和7年4月1日以降に着手し、令和8年2月20日までに
完了するものを対象とします

※ 詳細は裏面及び補助金交付要綱のとおり

補助率

4/5 以内

補助上限額

裏面のとおり

高い補助率と上限額で、
介護現場の取組を
強力に推進します！

お問い合わせ先

島根県 健康福祉部 高齢者福祉課

TEL 0852-22-5717・6520

（受付時間 9:00～17:00 土日祝日除く）

E-mail kaigo-ict@pref.shimane.lg.jp



申請様式等を
ダウンロード

対象経費・補助上限額（事業区分別）

※ 詳細については、補助金交付要綱をご確認ください

区分		対象経費	補助上限額									
介護テクノロジー	(ア) 重点分野に 該当	国が定める16の重点分野に該当する機器等の導入に要する経費 (例) パワーアシストスーツ、歩行アシストカート、自動排泄処理装置、見守りセンサー、介護記録ソフト など 【16の重点分野】 ①移乗支援（装着）、②移乗支援（非装着）、③移動支援（屋外）、④移動支援（屋内）、⑤移動支援（装着）、⑥排泄支援（排泄物処理）、⑦排泄支援（排泄予測・検知）、⑧排泄支援（動作支援）、⑨見守り・コミュニケーション（施設）、⑩見守り・コミュニケーション（在宅）、⑪見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）、⑫入浴支援、⑬介護業務支援、⑭機能訓練支援、⑮食事・栄養管理支援、⑯認知症生活支援・認知症ケア支援	・①移乗支援（装着）、②移乗支援（非装着）、⑫入浴支援 に該当する機器 100万円/台 ・「介護業務支援」に該当する介護ソフト (ライセンス数に応じて金額が変動する場合) <table><tr><td rowspan="4">職員数</td><td>1～10人</td><td>100万円/事業所</td></tr><tr><td>11～20人</td><td>150万円/事業所</td></tr><tr><td>21～30人</td><td>200万円/事業所</td></tr><tr><td>31人以上</td><td>250万円/事業所</td></tr></table> (ライセンス数に応じて金額が変動しない場合) 一律 250万円/事業所 ・上記以外の機器 30万円/台	職員数	1～10人	100万円/事業所	11～20人	150万円/事業所	21～30人	200万円/事業所	31人以上	250万円/事業所
	職員数	1～10人	100万円/事業所									
11～20人		150万円/事業所										
21～30人		200万円/事業所										
31人以上		250万円/事業所										
(イ) その他	(ア)によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務効率化につながる機器等の導入に要する経費 (例) 調理支援機器、配膳ロボット、インカム、バイタル測定が可能なウェアラブル端末 など	100万円/台										
パッケージ型導入		「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まるテクノロジーの組み合わせによるパッケージ型の導入に要する経費 (例) ・「介護業務支援」に係る機器と組み合わせて、「見守り・コミュニケーション」に係る機器を導入 ・「介護業務支援」に該当し、互いに連動する複数の機器を導入	1,000万円/事業所									
業務改善支援		介護テクノロジー等の導入に係る専門家派遣や研修受講に要する経費	48万円/事業所									
協働化・大規模化		複数の法人で構成するグループが行う、人材の一括採用や、システム共通化の取組み等に要する経費	1,200万円/グループ (120万円/法人)									

補助対象機器
については
コチラ↓



(リンク先)
公益財団法人
テクノエイド協会
福祉用具情報
システム (TAIS)

主な補助要件

※ 詳細については、補助金交付要綱をご確認ください

- 科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること
- 「介護現場革新サポートセンターしまね」がオンラインで公開している研修を受講すること
- 施設系サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない）を設置すること
- 居宅系サービスについては、令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること
- 令和7年4月1日以降に着手し、令和8年2月20日までに発注・納品・支払が完了すること

スケジュール(予定)

